

福岡県公報

平成23年12月9日
第3338号

目次

告示(第1982号-第1992号)

- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (漁業管理課) 1
- 県営土地改良事業の換地計画 (農村整備課) 1
- 土地改良区の設立の認可申請の適否決定 (農村整備課) 1
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 2
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 4

公告

- 意見募集の結果の公示 (健康増進課) 4
- 意見募集の結果の公示 (健康増進課) 5
- 建設業の許可の取消し (建築指導課) 5

告示

福岡県告示第1982号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第

105条の2第4項の規定により公示する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住所	氏名	区域 (漁業共済の加入区の名称)	区分
宗像市大島	宮本 一郎	宗像漁業協同組合の地区のうち 旧大島漁業協同組合の地区 (大島加入区)	総トン数10トン以上 100トン未満の漁船に より営む漁業であっ て一般まき網漁業以 外のもの
〃	株式会社春日丸 水産		

福岡県告示第1983号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成23年11月29日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小川 洋

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島市志摩御床、志摩新町、志摩東貝塚、志摩西貝塚、志摩小金丸(沖田川流域地区)	換地計画書の写し	平成23年12月9日から 平成24年1月16日まで	糸島市役所 二丈支所

福岡県告示第1984号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の設立の認可申請を平成23年11月29日付けで適当であると決定したので、同条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
住吉土地改良区	土地改良事業計画書及び定款の写し	平成23年12月9日から平成24年1月16日まで	久留米市役所

福岡県告示第1985号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年11月18日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人フレンドスクール
- (2) 代表者の氏名
上田 勇次
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市朝妻町13番5号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、久留米市内に通学している児童生徒に対して、放課後や長期休業中等において、安全安心に過ごせる場を提供し、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1986号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非

営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成23年11月11日
- 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人境界紛争防止協会
- (2) 代表者の氏名
西 一三
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市八幡西区池田一丁目8番5号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、土地の境界に対して、紛争を未然に防止すること及びその紛争解決に関する事業を行い、地域安全の推進を図り、社会の秩序の安定を保ち、広く公益に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1987号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成20年3月福岡県告示第410号太宰府都市計画下水道事業太宰府公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小川 洋

- 施工者の名称
太宰府市
- 都市計画事業の種類及び名称
太宰府都市計画下水道事業太宰府公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年1月22日から平成29年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第1988号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	一般国道	443号	前	みやま市山川町清水814番1先から みやま市山川町重富110番1先まで	6.5 ～ 25.7	4,409.4
			前	みやま市山川町清水814番1先から みやま市山川町重富110番1先まで	9.4 ～ 48.6	4,310.0
			後	みやま市山川町清水814番1先から みやま市山川町重富110番1先まで	6.5 ～ 25.7	4,409.4
			後	みやま市山川町清水814番1先から みやま市山川町重富110番1先まで	9.4 ～ 48.6	4,310.0

福岡県告示第1989号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
南筑後	443号	みやま市山川町尾野1447番1先から みやま市山川町尾野1656番先まで

福岡県告示第1990号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南筑後	一般国道	飯江線 長田	前	みやま市山川町尾野1165番5先から みやま市山川町尾野1859番1先まで	9.2 ～ 21.2	468.3	
			前	みやま市山川町尾野1165番5先から みやま市山川町尾野1859番1先まで	6.6 ～ 43.0	2,155.2	一般国道 443号重用 延長1,815.2 メートル

	後	みやま市山川町尾野1165番5先から みやま市山川町尾野1859番1先まで	9.2 ～ 21.2	468.3	
	後	みやま市山川町尾野1165番5先から みやま市山川町尾野1859番1先まで	6.6 ～ 46.9	2,155.2	一般国道 443号重用 延長1,815.2 メートル

福岡県告示第1991号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年12月21日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	飯江線 長田	みやま市山川町尾野1447番1先から みやま市山川町尾野1697番1先まで

福岡県告示第1992号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 区域の名称 高須南
- 2 区域の所在地 北九州市若松区高須南四丁目及び高須南五丁目
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から13号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と13号とを結んだ線に囲まれた区域

市	区		地番	標柱番号	
北九州	若松	高須南五丁目	4番105	1号	
			2番106	4号	
			2番111	5号	
			2番112	6号	
			1番101	7号	
			1番103	8号	
			1番106	9号	
			1番110	10号	
			1番113	11号	
			1番115	12号	
			1番119	13号	
			高須南四丁目	3番104	2号
				3番103	3号

公 告

公告

調理師法施行細則の一部改正（案）について、平成23年9月28日から平成23年10月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成23年11月25日に公布しました。

平成23年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

保健医療介護部健康増進課健康づくり係

電話：092-643-3269

メールアドレス：kenko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

栄養士法施行細則の一部改正（案）について、平成23年9月28日から平成23年10月28日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成23年11月25日に公布しました。

平成23年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

保健医療介護部健康増進課健康づくり係

電話：092-643-3269

メールアドレス：kenko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年12月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 処分をした年月日

平成23年11月30日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
堀土木株式会社	北九州市小倉南区大字新道寺1204-2	堀 和久	平成21年12月6日 福岡県知事許可（特-21） 第30731号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水

道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

堀土木株式会社及び同社の代表取締役は、建設業法違反の罪で平成23年10月19日小倉簡易裁判所から、それぞれが罰金50万円の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことは建設業法第29条第1項第2号に該当する。